

「富田林ブランド認定委員会設置要領」

第1条

富田林市に関わる商品、サービスについて、本委員会の認定基準に基づき「富田林ブランド」として認定・情報発信することにより、富田林市の知名度向上を図ると共に、市民の地元に対する愛着と誇り、自信、そして、商業、工業、観光といった総合的な産業振興と地域活性化に資する為、「富田林ブランド認定委員会」（以下委員会という）を設置する。

第2条 (協議事項)

委員会は次の事について検討を行う。

- 1) 富田林ブランドの認定基準に関すること
- 2) 富田林ブランドの認定に関すること
- 3) その他、目標を達成する為に必要な事項に関すること

第3条 (組織内容)

- 1) 委員会は地域の代表者、及び専門委員で組織する。
- 2) 委員長は、委員の互選とする。
- 3) 委員長は、2年とする。
- 4) 委員長は、再任する。

第4条 (委員長の職務)

- 1) 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

第5条 (会議事項)

- 1) 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長として進行する。
- 2) 委員会の会議は、半数以上の出席を必要とする。
- 3) 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4) 委員会の会議は、年度に2回以上開催するものとする。

第6条 (任期)

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第7条 (守秘義務)

委員は、委員会の職務上知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

第8条 (庶務)

委員会の庶務・連絡・窓口は、富田林商工会とする。

第9条 (その他事項)

この要領に定めるもの他に検討が必要な事項が発生した場合は、委員長が委員に諮って定めることとする。

「富田林ブランド認定要領」

第1条（目的）

この要領は、富田林市に関する商品、サービス等（以下商品等とする）を、「富田林ブランド」として認定し、その情報発信を行うことによって、富田林市の知名度向上、ブランド力の確立等を図るとともに、産業振興と地域活性化に資することを目的とする。

第2条（定義）

この要領において「認定」とは、申請者からの申請に基づき、富田林市に関する商品等について、一定の基準を適合させるものを、「富田林ブランド」として認定することを言う。

第3条（認定委員会）

- 1) ブランド認定に関して、必要な事項を審議する為に、富田林ブランド認定委員会「以下委員会」を置く。
- 2) 委員会の組織、その他必要な事項等は委員会の委員長が別途定めることとする。

第4条（認定基準）

- 1) 委員会は、認定にあたり、コンセプト、独自性、信頼性、市場性及び将来性に基づき認定の基準（以下「認定基準」という。）を定める。
- 2) 委員会は、必要があると認めるときは前項の認定基準について変更することができる。

第5条（認定の申請）

- 1) 認定を受けようとする者（以下「申請者」という）は、富田林ブランド認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という）を委員会に提出しなければならない。
- 2) 富田林ブランドの認定申請ができる商品等は、富田林に関するものでなければならぬ。
- 3) 募集については、認定の申請を年2回、期間を定めて募集することにする。
- 4) 1年間の登録料として、年間5000円とする。（有効期限は3年）
支払方法としては、一括で3年分の15000円を申込時に支払うものとする。
一旦、入金されたものは、いかなる事情があっても返金しないものとする。

第6条（認定の審査）

- 1) 委員会は、受理した申請を委員会において認定基準に基づき審査するものとする。
- 2) 前項の審査については、申請者等から意見を聞くことができる。

第7条（認定の決定）

- 1) 委員会は、前条の規定による審査において、商品等が認定基準に適合すると認めるとときは、富田林ブランド認定商品（以下「認定品」という）と認定する。
- 2) この場合において、富田林ブランド認定書（様式第2号）の認定を受けた者（以下「認定品取扱者」という）に交付する。
- 3) 委員会は、前条の規定による審査において、商品等が認定基準に適合しないと認めるとときは、富田林ブランド認定基準不適合通知書（様式第3号）により申請者に通知する。
- 4) この場合において、委員会は、ホームページの掲載を速やかに中止しなければならない。認定基準に適合しないと認める商品等は、同じ内容で再度の申請ができないものとする。
- 5) 委員会は、必要があると認めるときは、第1項に規定する認定に意見を付けることができる。

第8条（認定の有効期限及び再認定）

- 1) 前条第1項に規定する認定の有効期限は、認定した日の属する年度から3ヵ年とする。
- 2) 前項に規定する認定の有効期限が満了となる場合において、再認定を受けようとする者は、有効期限の2ヶ月前までに認定申請書を委員会に提出しなければならない。
- 3) 第6条から第8条までの規定は、前項の再認定について準用する。

第9条（認定内容の変更）

- 1) 認定品取扱者は、次の各号のいずれかに認定内容が該当する時は、富田林ブランド申請事項変更届書様式第4号により、速やかに委員会に提出しなければならない。
 - ① 認定品の名称、金額等を変更したとき。
 - ② 認定品取扱者の氏名、名称若しくは代表者又は住所等を変更したとき。
 - ③ 認定品の生産、製造若しくは販売等を1年以上中止又は廃止したとき。
 - ④ 認定品の規格、形状、包装及び容器に係るデザインを著しく変更したとき。
 - ⑤ その他認定申請書記載事項等に変更が生じたとき。

第10条 (認定の表示)

認定品取扱者は、認定マークを用い、認定品そのもの、包装、容器、啓発用品等に認定品であることを表示することができる。

第11条 (認定の調査及び検査)

委員会は、必要があると認めるときは、認定品の調査又は検査を行うことができる。

第12条 (認定の取り消し)

- 1) 委員会は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。
 - ① 認定基準に適合しなくなったと認められるとき。
 - ② 虚偽の申請により認定を受けたとき。
 - ③ 第11条の規定による調査又は検査を正当な理由なく拒否したとき。
 - ④ 認定品の生産、製造若しくは販売を1年以上中止又は廃止したとき。
 - ⑤ その他制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。
- 2) 認定品取扱者は、前項の取り消しを受けたときは、直ちに富田林ブランド認定書を委員会に返還しなければならない。
- 3) 委員会は、認定を取り消したときは、その対象となる認定品及び認定品取扱者を公表することができる。
- 4) 第1項に規定する認定の取り消しを受けた認定品取扱者は、取り消しの日から1年を経過しなければ、新たな申請をすることができない。

第13条 (認定品取扱者の責務)

- 1) 認定品取扱者は、この要領の規定を誠実に遵守するとともに、認定品の生産、製造及び販売を通じて積極的に富田林のイメージ向上に努めなければならない。
- 2) 認定品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、富田林ブランド事故等発生通知書（様式第5号）により、直ちに委員会に報告しなければならない。

第14条（市のキャラクター　トッピーの活用について）

市のキャラクターであるトッピーのイラストデザインの使用については、当委員会ではその権利を有しないので、市の申請許可を受けるようにする。

第15条（損害に関する責任）

認定品の生産、販売、提供等により事故等が発生した場合は、認定取扱者がその損害賠償義務を負うものとし、委員会は、その原因の如何を問わず、これを負わない。

第16条（その他）

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

付則

この内容は、平成22年4月1日より施行を行う。

「富田林ブランド認定要領第4条第1項に係る認定基準」

<基本コンセプト>

富田林ブランド化に関して、その目的及び趣旨を理解し、地域支援への積極的参加などをとおして、地域の活性化に関わる意思が明確にある。

<商品コンセプト>

- 1) 生産、製造等に関する生産者又は販売者の思い、着眼点、仕組みなどに、富田林地域の自然や文化、伝統、工芸を掘り起こし、守り育む意図や知恵がある。
- 2) 富田林が連想される取り組みやエピソードがあり、富田林のPRにつながる物語性がある。
- 3) 「こだわりづくり」の取り組みに何らかのアイディア、技術革新又は挑戦がある。
- 4) 食品、加工品等の（工業製品を除く）商品の一部において富田林産の自然資源を取り入れたものであること。

<独自性>

- 1) 他の地域で生産、製造される、又は他の事業者等が生産、製造する類似の商品との機能や特長（価値）等の面での差異性がある。
- 2) 特に特許、実用新案、意匠登録、商標登録等の知的財産権の取得（出願中）がされていればより良いとする。
- 3) ユニークな取り組み、高級品・貴重品等としてのポジショニングなど、独自性・主体性が高い。

<安心、安全、信頼性>

品質を維持・向上するための卓越した生産、製造、管理等プロセスや技術的裏付けがある。また基準を持っている。公的な資格を持っている。

<市場性>

市場シェアが高く、ホームページ上の意見を基に消費者の認知度及び支持率が高いと考えられる。又は機能や特長（価値）等から高くなると予想される。

<将来性>

認定の対象となる商品に関して、積極的に事業展開を継続的に図るビジョンがある。富田林地域のイメージアップへの貢献が期待できる。